

□移住支援金の交付申請に関する確認事項

- 1 「下松市テレワーク移住支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び下松市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「下松市テレワーク移住支援事業支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に下松市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 「下松市テレワーク移住支援事業支援金交付要綱」に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に下松市以外の市区町村に転出した場合：半額

□「下松市テレワーク移住支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び下松市は、「下松市テレワーク移住支援事業支援金交付要綱」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び下松市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。